

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より財政援助団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 6 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 14 号（令和 6 年 11 月 22 日付）分・・・1 件

2 監査報告に対する措置状況

下記のとおり

人権・同和政策課（部落解放同盟飯塚市協議会）【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p>1 補助対象経費について</p> <p>飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱第 3 条には、「補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費（<u>食糧費</u>、<u>渉外費</u>及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないと認められた経費を除く。）であって、別表に掲げる経費とする。」と規定されている。</p> <p>しかしながら、事業費として支出した研修参加者の弁当代を、補助対象経費に含んでいたが、弁当代は食糧費であるため、補助対象外であると思料する。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行うよう指導するとともに、実績報告書等審査時の書類確認を徹底すること。</p>	<p>ご指摘のありました、研修参加者の弁当代につきましては、補助対象外の経費として、団体の自主財源より支出し、各年度の決算において確実に精算するように当該団体に指導いたしました。</p> <p>また、今後の補助金実績報告等審査時には、補助金交付要綱別表との照合を徹底するなど確認手順を整理して適切な審査を行ってまいります。</p>